

# 糀谷社労士の人事・労務Q & A (第14回)

2018.05

## 今回のテーマ：連続24時間休んでいたら休日確保が、出来ているのか？

Q.当社は、月曜日から金曜日まで通常業務で土曜日の深夜から日曜日の朝にかけて積み込み等の業務があります。先日、休日が取れていないと指摘されたのですが、日曜の朝に仕事が終わってから月曜の通常業務まで24時間は、時間が空いています。問題あるのでしょうか？

A. 休日の定義ですが通常、休日とは「労働契約において労働義務がないとされている日」をいいます。そして、休日は原則として「暦日」すなわち午前0時から午後12時までの24時間をいいます。よって、「午前0時から午後12時までの間に勤務しない日が休日」となります。

ただし運送業の場合、改善基準告示(大臣告示)というもので、休日は「休息期間に加えて連続する24時間」と定められています。休息期間とは、「勤務と次の勤務との間の時間」のことであり休息期間は原則として8時間以上、確保することが求められています。よって原則として「休息期間8時間に加えて連続24時間」を休日として取り扱います。ご質問の件の場合、日曜の朝の仕事が終わる時間にもよりますが、おそらく休日の確保が出来ていない可能性があります。業務の見直しをされることをおすすめいたします。

### 原則「休息期間8時間＋連続する24時間」が休日！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP http://www.office-kojitani.com/



#### 執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**